

経理 WOMAN

経理・総務の仕事が丸ごと分かる月刊誌「経理ウーマン」

2014
NO.214

01

「できる経理」になるための
最強仕事術

税率アップで税金を払えない会社が増える？

延滞税を課される前に読んでおきたい

「消費税滞納」を防ぐための日ごろの経理心得

税理士 落合孝裕

消費税は、他の税金に比べ突出して

滞納額が多いというのをご存知でしょうか？

そもそも消費税は消費者から

預かった税金ですから、納める税金が

なくなるのはおかしい話です。しかし

現実には売上代金を回収してから消費

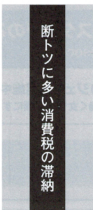
税の納付期限までにタイムラグが生じ

るため、これを資金繰りに使ってしまう

う会社が少なくないのです。ここでは、「消費税滞納」を防ぐための日ごろの

心得をアドバイスします。

断トツに多い消費税の滞納



いよいよ4月から消費税の税率が8

%になります。経理ウーマンの皆さん

は、4月に向けて、会計ソフトや請求

書の表示の変更など、いろいろと忙し

くなりますね。

ところで、消費税には「滞納」が多

いことをご存知でしょうか？「滞納」とは、税金を期限までに納めることができないことをいいます。

消費税や法人税は、決算期末から2

カ月以内に納めることになっています。

3月決算の会社なら5月末が期限です。

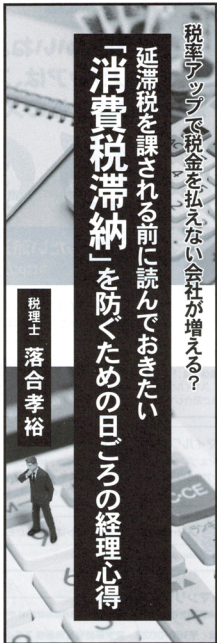
納税が遅れてしまうと、その後、税務

署から「期限が過ぎていたので、早く

納めてください」という督促状が送ら

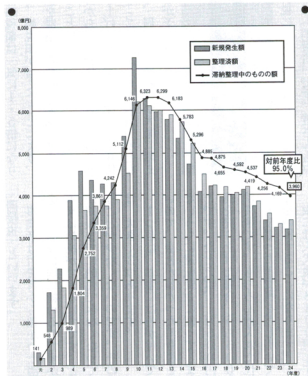
れます。これが「滞納」の状態です。

平成24年度（平成24年4月～25年3



図表1 消費税の滞納税額の推移

(国税庁ホームページより)



(注) 地方消費税を除く

月)に新規に滞納となった税額は、国税のすべてを合計して5935億円となつていきます。ちなみに最近話題になることが多い相統税の税収は、年間で約1兆2500億円(平成23年分)ですから、相統税の税収と比べて、半分

近頃の税金が滞納していることになり、その新規の滞納税額のうち断トツに多いのが消費税です。金額は3960億円となっており、滞納税額の半分以上の66・7%を占めています。ちなみに

に平成23年度の国の税収は、合計で43兆9314億円ですので、うち1・4%が滞納している計算になります。そして消費税の同年度の税収は、約10兆3504億円ですので、うち3・8%が、滞納となっていることになりました。

消費税は、平成元年4月に導入されました。当初は3%で、平成9年4月から5%に引き上げられました。

消費税の滞納は、税率が5%に引き上げられた平成9年度以降、急激に増加しました。それまで4000億円程度だった新規の滞納税額が、平成9年度で5000億円を超え、さらに平成10年度には7000億円を超えて、その後平成13年度まで6000億円前後で推移しています(図表1参照)。

平成9年には、消費税の税率が3%から5%へ引き上げられ、会社の納税額は1・67倍(5%÷3%≒1・66)になりました。その結果、消費

税の滞納税額は一気に1・5倍になりました。納税額が増えたことにより、消費税を滞納する会社が大幅に増えたということです。

4月から、消費税率が5%から8%に引き上げられます。今度も1・6倍(8%÷5%＝1・6)の負担増となるため、同じように滞納が大幅に増えることが予想されます。

消費税滞納が発生する3つの理由

消費税についていえば、税金を負担するのは「消費者」です。皆さんもコンビニやスーパーで物を買うときに負担しますね。そして、実際に納税するのは、会社や個人事業の「事業者」です。税金を負担した消費者が直接納めるのではなく、事業者が消費者から預かった消費税を間接的に納めるので、

「間接税」といいます。

事業者は消費者から預かった消費税を、その後に国に納めるのですから、本来は納税ができるはずですが、ところが期限までに納税できなくなってしまうことが少なくないのです。その理由は、大きく3つあります。

1つ目は、お金には色が付いていないので、会社が預かった消費税を知らないうちに運転資金に使ってしまうことです。たとえば、1万5000円の商品売り上げた場合、うち5000円は消費税です。もちろん仕入れた代金のうち支払った消費税を差し引いて、差額を納税することになります。

仮に仕入代金が8400円とすると、支払った消費税は400円で、差し引き1000円を納税分として、会社に残しておく必要があります(簡単に考えるため、経費はなしとして計算しています)。1個1000円でも、1万個なら1000万円です。この1000万円を

運転資金に使ってしまうと、いざ納税するときにお金が足りなくなってしまうです。

2つ目は、急激な売上の減少です。売上が急激に減少すると、会社の固定費(給料、家賃など)固定的に支払う経費がまかなえなくなり、会社が赤字になってしまいます。一方で消費税の納税額も減るものの、一定額は生じます。会社が赤字なら法人税は支払う必要はありませんが、消費税は支払う会社ほとんどです(次ページ図表2)。となると、どうしても資金が不足してしまいます。

3つ目は、消費税が売上代金に転嫁(上乘せ)できないケースがあることです。平成9年に3%から5%に上がったときも、売上代金に消費税を転嫁できない会社が多くありました。

たとえば、あるメーカーが800円の商品を、もともと消費税3%を加えて824円でスーパーに納品していた

図表2 急激な売上の減少による消費税の納税額（8%で計算）

※利益が赤字になっても、消費税の納税はそれほど減らない。

（単位：万円）

区分	売上高	売上原価	経費		利益	消費税
			給料など	家賃、水道光熱費など		
			（課税対象外）	（課税対象）		
現状	10,000	5,000	2,500	2,000	500	240 ※
売上の減少	8,000	4,000	2,500	2,000	△ 500	160

※売上高×8%－売上原価×8%－家賃、水道光熱費など×8%=240

とします。これが5%の消費税率では、本来は840円で納品することになります。しかし、スーパーなどの小売店は、他店との競争が激しいですから、仕入れた商品をそれまで通りの値段で売りたいわけです。そのためスーパーは以前の通り824円で仕入れることを「強く要望」します。となると、立場が弱いメーカーは、そのまま納めるしかありません。

このように、メーカーは824円で販売したとしても、税金の計算では、うち5%が納税額となります。結果的に差額の2%分は、メーカー側が負担することになるため、資金繰りが厳しくなり、結果的に滞納が発生することになるのです。

最悪の場合は差押さえも

ところで消費税を滞納するとどうなるのでしょうか？ 滞納の状態がしばらく続くと、たいてい税務署に呼び出されて、今後の納税のスケジュールを打ち合わせるようになります。実務的には滞納してから半年～1年くらいが目安のようです。

滞納となると次のようなデメリットが生じます。

- ① 銀行からの借入れがむずかしくなる
- ② 役所の入札（にゆうさつ）ができなくなる
- ③ 財産を、国に差し押さえられることがある
- ④ 最悪廃業となってしまう

②が少し分かりづらいかもしれませんが、県や市の役所の仕事を取るためには、入札といって、競争する数社がそれぞれ自社で受注可能な金額を提出して、結果的に一番安い金額の会社が仕事を受注します。

入札をするためには、様々な条件がありますが、その1つが税金を期限内に納めていることです。つまり、消費税を「滞納」していると、入札はできなくなってしまうのです。

また、滞納税額が1000万円を超えると、実務上は管轄が税務署から国税局へ変わります。東京なら大手町にある東京国税局です。私も顧問先の社長さんと何度か行ったことがあります。節電を考えてか、廊下の照明が暗く、何とも重苦しい感じがする建物です。

個人的には、もっと明るくさわやかな雰囲気にしたほうが、納税をがんばろうと前向きになると思いますが…。それはさておき、国税局の対応は当然のようにそれまでの税務署より厳しくなります。

納税については、原則として5年経てば「時効」が成立して納める義務がなくなりますが、しかし、督促状が送られると、そこから期間を新たにカウ

トしますので、実際の時効までの期間は5年を超えることとなります。

さらに、税務署や国税局は、滞納している会社に対して、財産の「差押さえ」をすることがあります。

差押さえとは、その財産について、法律上の処分（売買、贈与など）や、事実上の処分（廃棄など）を禁止する行為のことです。差し押さえられた財産は勝手に処分することができません。

税法では、財産の差押さえについては、滞納者に対して厳しく定められています。少し読みづらいかもしれませんが、条文の原文をご紹介します。

「次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき。（以下略）」（国税徴収法第47条）

督促状を送られてから10日経つと、税務署の職員は、財産を差し押さえなければならぬ、つまり差し押さえ義務があるということです。

ただし、実際はすぐに差し押さえられることはまずなく、納税のスケジュールの打合せをして、それでも納税が行なわれず、さらに打合せをしても滞納のまま…といったときに差し押さえられる流れになります。

ただし、いざ差押さえとなると、預金はもちろん、場合によっては、お店のレジの現金まで差し押さえます。こうなると会社の営業ができずに廃業せざるを得なくなってしまう。

納税資金と運転資金を別に管理する

さて、消費税が滞納とならないためには、どうしたらよいでしょうか？

これは、その分のお金を貯めておくことに尽きます。

まず前年度に納めた消費税の金額を参考に、貯めるべき額を計算します。

売上や業績が前年度と同じくらいなら、納税額もほぼ同じになると予想できますので、前年の消費税の納税額を12等分し、毎月定期積金を設定して、運転資金とは別にしておくことがポイントです。

業績が伸びているときは、消費税の



納税額も増えていきます。この場合、予想される納税額は、貸借対照表から計算できます。消費税の税抜き経理をしていれば、「仮受消費税」と「仮払消費税」の差額が、その時点での納税額となります。この金額が定期積金で貯めている金額より多ければ、その差額分のお金をさらに別途貯めておくことが必要になります。

掛け取引で急に業績が良くなると、売掛金がどんどん増えていきますので、

一時的に資金繰りが悪くなります。そうなったら、銀行に相談して、納税資金を事前に借りておくことも必要でしょう。

また、先に説明したように、売上代金に消費税を転嫁（＝上乘せ）できないことがあります。その対策として「消費税転嫁対策特例措置法」という法律が、新たにできました。スーパーやコンビニなど「大規模小売事業者」や、中小企業と継続して取引をしている会社が、仕入業者から仕入れるときに、消費税分の値引きをさせることを禁止する法律で、すでに平成25年10月1日から施行されています。

この場合の「大規模小売事業者」とは、前年度の売上高100億円以上、または店舗面積3000㎡以上（東京都特別区および政令指定都市以外は1500㎡以上）の店を有する事業者です。この法律により、消費税分の転嫁が問題なくできるようになります。

実際には、商売上むずかしいこともあるでしょうが、法律ができたことは大いに評価すべきでしょう。

また、転嫁を拒否された場合、仕入業者が公正取引委員会に通知することもできます。「告げ口」はOKということです。告げ口をされた事業者には、公正取引委員会が立入検査を行ない、是正するための指導、さらに社名の公表までされることがあります。

もちろん、あなたの会社が仕入業者に対して消費税分の値引きを要求する行為も禁止されますので、注意が必要です。



最後に、経理の仕事にたずさわる皆さんの役割について考えてみましょう。今後は皆さんの会社も、消費税の納税額は確実に増えますので、あらかじめ納税スケジュールを作成することが

必要です。実際に納税が増えるのは、次の決算期の納税からになります。たとえば3月決算の会社なら、平成27年3月期の納税の時期、つまり5月末の納税が一気に増えることになります。さらに、その後の予定納税の金額も増えます。

消費税率引上げ後の納税額は現状の1・6倍ですから、平成27年5月末の納税に備えて、この金額を12等分して毎月定期積金にしておくことを、社長に勧めてみてください。その際、表計算ソフトで今後の納税資金繰りについてまとめておくとういすね。

また、売上増や売上先の入金サイトが延びたことにより、消費税の納税が厳しくなることもあります。こちらは毎月の試算表で、「仮受消費税」と「仮払消費税」の差額を確認していきましょう。

その他、3月から4月にかけて、5%と8%の税率の取引が入り乱れるこ

とになります。会計ソフトの入力を間違えないよう十分な注意が必要です。「滞納」にならないためには、皆さんの経理の役目はとても重要です。日々の仕事をしっかりやっつけていき、消費税の税率アップに対応していきましょう。



● おちあい たかひろ

税理士。横浜市立大学卒業。91年税理士登録。96年独立。資産家向けの資産税、中小企業向けの会計・税務が専門。32冊の本を出版し、執筆・取材実績は300回以上。「近況」税金関係の無料メルマガが150回を超えました。ホームページより登録できます。http://www.ochiaikaikai.com/